

令和6年能登半島地震 生活再建支援情報

「石川県義援金（第五次）」を配分します

【問合先】津幡町会計課 ☎288-2122

令和6年能登半島地震災害で被災された方に対し、石川県義援金*を配分します。

※義援金は石川県、日本赤十字石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

※「災害弔慰金」「被災者生活再建支援金」「令和6年能登半島地震災害義援金」を令和6年12月27日までに申請された方に義援金を配分します。

■五次配分にあたり、すでに申請をされた方は、改めて義援金の申請は必要ありません。

■石川県義援金（第五次配分）につきましては、これまでに義援金を振込した同一口座に、10月以降順次振込予定です。

■配分対象及び配分金額（第五次配分）

被害区分		【石川県】義援金配分額
人的被害	死者・行方不明者	800,000円 / 世帯
	精神または身体に著しい障害を受けた方	400,000円 / 世帯
	重傷者（震災で1か月以上の治療を要する負傷を負った方）	—
住家被害	全壊（みなし全壊を含む）	800,000円 / 世帯
	大規模半壊	600,000円 / 世帯
	中規模半壊	400,000円 / 世帯
	半壊	200,000円 / 世帯
	準半壊	200,000円 / 世帯
	一部損壊	60,000円 / 世帯

◆日本赤十字社では、災害義援金を受け付けています

石川県内の被災自治体（能登地方など）への災害義援金については、日本赤十字社を通じた「令和6年能登半島地震義援金」にお願いします。

※詳細は、日本赤十字社ホームページをご覧ください ▶



令和6年能登半島地震災害 災害支援金

（8月22日～9月18日申し出確定分）

皆さまのご支援・ご協力
ありがとうございます

個人

匿名35人

防災行政無線が聞き取りにくいときに

防災行政無線テレフォンガイド

☎076-289-3150

地震などの緊急時や各種警報の発令時に、防災行政無線の屋外スピーカーから町内全域に情報を放送していますが、同じ内容を電話で確認することができます。

混み合っている場合は、しばらくたってからおかけ直してください。



個人住民税・所得税の

定額減税補足給付金（不足額給付）を給付します

対象の方には、9月25日（木）に「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」を送付しました。

【「定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」が届いたとき】

手続きは原則不要です。

口座変更や受給辞退などの申し出がなければ、本町が把握している口座に給付金を振り込みます。

【「定額減税補足給付金（不足額給付）に関する支給要件確認書」が届いたとき】

内容を確認し、同封の返信用封筒で返送またはオンラインで手続きをしてください。

【令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に津幡町に転入した方や、事業専従者など】

一部の方は案内が届かないため、ご自身で申請が必要です。

該当するかどうかは、フローチャートで確認できます。

フローチャートは
こちら



申請期限：10月31日（金） ※当日消印有効

期限までに申請されない場合は、受給できなくなります

津幡町不足額給付コールセンター ☎0120-760-079

受付時間 8:30 - 20:00（土日祝含め全日対応）

詳細は
こちら

